

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年6月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300176号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400008号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②及び③の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における請求期間①及び④の標準賞与額40万円の記録を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年6月30日
② 平成30年7月13日
③ 平成30年12月28日
④ 平成30年12月31日

A社から、請求期間①及び④に賞与は支払われていないので、標準賞与額の記録を取り消してほしい。また、同社から、請求期間②及び③に賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がないので、請求期間②及び③の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び④について、A社は、賞与支払年月日を平成30年6月30日及び同年12月31日とする請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に

日本年金機構B事務センターに提出（令和5年5月17日受付）したことから、請求期間①及び④は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、請求者がA社からの賞与の振込先金融機関であったとするC銀行から提出された流動性取引履歴明細表によると、請求期間①及び④に同社からの振込は確認できない。

また、賞与支払届と同様に、A社から提出された貸金台帳においても賞与支払年月日は平成30年6月30日及び同年12月31日となっているが、当該貸金台帳により確認できる請求者に係る社会保険料等控除後の差引支給額は、上記の流動性取引履歴明細表により確認できる同年7月13日及び同年12月28日の同社からの振込額とそれぞれ一致している。

さらに、上記の賞与支払年月日が相違している理由について、事業主は、通常、年2回の賞与のうち1回目の賞与は支払月日を6月30日、2回目の賞与は支払月日を12月31日として貸金台帳を作成しており、平成30年も同様に作成し、当該貸金台帳を社会保険労務士に提出して賞与支払届の作成及び提出を依頼したため、実際の支払月日と異なった届出となってしまう旨陳述している。

これらのことから、A社から請求者に対し、請求期間①及び④に賞与が支払われていないことが確認できるため、請求期間①及び④の標準賞与額の記録を取り消す必要がある。

請求期間②及び③について、A社から提出された貸金台帳及び上記の流動性取引履歴明細表によると、請求者は、請求期間②及び③において事業主から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300177号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400009号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び④の標準賞与額40万円の記録を取り消すことが必要である。

請求期間②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年6月30日
② 平成30年7月13日
③ 平成30年12月28日
④ 平成30年12月31日

A社から、請求期間①及び④に賞与は支払われていないので、標準賞与額の記録を取り消してほしい。また、同社から、請求期間②及び③に賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がないので、請求期間②及び③の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び④について、A社は、賞与支払年月日を平成30年6月30日及び同年12月31日とする請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に日本年金機構B事務センターに提出(令和5年5月17日受付)したことから、請求期間①及び④は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、請求者がA社からの賞与の振込先金融機関であったとするC銀行から提出された流動性取引履歴明細表によると、請求期間①及び④に同社からの振込は確認できない。

また、賞与支払届と同様に、A社から提出された賃金台帳においても賞与支払年月日は平成30年6月30日及び同年12月31日となっているが、当該賃金台帳により確認できる請求者に係る社会保険料等控除後の差引支給額は、上記の流動性取引履歴明細表により確認できる同年7月13日及び同年12月28日の同社からの振込額とそれぞれ一致している。

さらに、上記の賞与支払年月日が相違している理由について、事業主は、通常、年2回の賞与のうち1回目の賞与は支払月日を6月30日、2回目の賞与は支払月日を12月31日として賃金台帳を作成しており、平成30年も同様に作成し、当該賃金台帳を社会保険労務士に提出して賞与支払届の作成及び提出を依頼したため、実際の支払月日と異なった届出となってしまう旨陳述している。

これらのことから、A社から請求者に対し、請求期間①及び④に賞与が支払われていないことが確認できるため、請求期間①及び④の標準賞与額の記録を取り消す必要がある。

請求期間②及び③について、A社から提出された賃金台帳及び上記の流動性取引履歴明細表によると、請求者は、請求期間②及び③において事業主から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、平成25年6月13日の会社成立時から現在まで代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日から現在まで事業主であることが確認できる。

また、事業主である請求者の陳述及び同社が決算業務を委託している税理士の回答により、A社において請求期間②及び③に社会保険事務及び給与計算などの経理事務を担当していたのは請求者であることが確認できる上、請求者は、請求期間②及び③の賞与に係る社会保険料が預り金となっていることを令和元年11月頃から知っていたにもかかわらず、令和5年5月16日まで賞与支払届を提出しなかったことが考えられる。

さらに、日本年金機構から提出されたA社に係る請求期間②及び③より前の期間の賞与支払届は、いずれも厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出されていることが確認できることから、請求者は、請求期間②及び③の賞与についても賞与支払届の提出が必要であることを知り得る状態であったと考えられる上、賞与支払届の提出を失念したとしても、その後、請求期間②及び③に係る

標準賞与額の決定通知書を受領していないこと、厚生年金保険料の納入告知額に請求期間②及び③の賞与に係る厚生年金保険料が反映されていないこと等により、賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間②及び③については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400001号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400001号

第1 結論

平成3年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成4年3月まで

私の年金記録について、年金事務所に確認したところ、請求期間は未加入期間になっていると言われた。しかし、私は、請求期間当時、A県に居住し県内の大学生であったが、20歳以上の大学生が国民年金の強制加入被保険者になることとされた平成3年4月に、私の父が実家のあるB県C町で国民年金に加入する手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと言っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の改製原附票によると、請求者は、請求者の父親が請求者に係る国民年金の加入手続を行ったとする平成3年4月当時はA県D市に住所を定めていたことが確認できることから、制度上、国民年金の加入手続は住所地の市区町村役場で行うこととされており、父親が、国民年金の加入手続をC町において行い、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者に係るC町の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金被保険者資格取得年月日は平成8年1月1日と記録されており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号(番号1)が同年3月19日に払い出されていることが確認できるが、この時点で請求期間の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから納付することはできない。

さらに、請求者は年金手帳を2冊所持しており、上記国民年金手帳記号番号(番

号1)が印字された年金手帳によると、「初めて上記被保険者となった日」は、平成8年1月1日と記載されている上、オンライン記録によると、資格処理日は同年4月19日と記録されていることから、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、上記以外の年金手帳には、国民年金手帳記号番号(番号2)と印字され、「初めて上記被保険者となった日」が平成3年4月1日と記載されている。しかしながら、オンライン記録によると、当該国民年金手帳記号番号は、当該番号の前後の国民年金手帳記号番号の記録から平成8年1月頃に払い出されたことが推認できることから、当該番号が払出された時点では請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の氏名により、社会保険オンラインシステムでの検索及び年金情報総合管理・照合システムによるA県管内及びB県管内を対象とする検索の結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。